Mihara Food Hygiene Association

三原食品衛生協会は、食品に起因する事故の未然防止のため、保健所と連携し、会員皆様の自主管理体制 の確立のための普及啓発活動を推進しています。

協会に加入すると!

特典との1

ています。

会員のみが加入できる「食品営業賠償共済」が安価な 掛金でご加入頂けます。 ※協会会費とは別に掛金が必要です!



生産物賠償リスク+ 食中毒

異物混入等

施設リスク 従業員の過失

施設の欠陥等

漏水リスク

店舗内の漏水で 階下の施設を汚損 食中毒補償はもちろん!

業務上の過失による事故、施設の欠陥 に起因する事故も補償、休業補償特約 では新型コロナウイルス感染症にも対 応しています。

受託物リスク + 携帯品リスク

お預かり品にかか わる損害

店舗内で食事中に 盗難

※年間売上高 3,000 万円以下 1 口掛金 (支払限度額:1 事故·保険期間中 1 億円)

営業種	あんしんフード君/年掛金
喫茶店	6,500円
飲食店・すし	8,500円
仕出し・弁当、給食	11,000円
食料品販売業	3,500円
食品製造業	5,500円
旅館営業	総床面積(㎡)×23円

特典との4 最新の話題を提供します。

広報紙にて食品衛生法改正などの情報提供や 事業者の紹介など皆様へお伝えします。

特典その5 腸内細菌検査がお安くなります。

年1回、食品衛生指導員が容器を店舗へお持ちし、会員の皆様には、提出して頂きやすいよう管内多数の会場にて受付し

特典その2

許可更新手続きが円滑に行えるよう、期限が 切れることのお知らせをします。また、更新手続 きを地元で行えるよう手配します。

特典その3 講習会受講料などがお安くなります。

講習会		会 員	非会員
食品衛生責任者養成講習会	受講料	6,500円	8,000円
食品衛生責任者表示札(再)交付	1,000円	2,000円
食品衛生責任者修了証書(再)交付	500円	1,000円
食品衛生責任者実務講習会	受講料	2,500円	3,000円

ご入会方法

年会費: 2,000円/年

新規許可	営業許可期間年数 5 年分	* 10,000円
更新許可	営業許可期間年数 6 年分	* 12,000円
届出業	新規許可と同様、年数 5 年分 ◆「食品営業賠償共済」とセットでご加入される方のみ、1年毎の会費(2,000円)納入可能。	* 10,000円

※年の途中で廃業された 場合は、申出により、 残存年数分迈金可能。

【加入申込方法】

①1、窓口で申し込まれる方。 添付の申込用紙へ記入の上、会費を添えて協会へお持ちください。

2 《FAX 又は郵送で申し込まれる方》 添付の申込用紙へ記入の上、FAX 送信又は郵送してください。 申込後、会費振込用紙をお送りします。

3《食品営業賠償共済へ加入される方》

- 10場合は、「賠償共済加入申込用紙 IC「掛金 Iを添えてお持ちください。
- 2 の場合は、共済の説明を伴うため、協会事務局へお問合せ下さい。

三原食品衛生協会の活動

【組織·構成】

三原食品衛生協会は、公益社団法人日本食品衛生協会の傘下に属し、三原市・世羅郡世羅町・

尾道市瀬戸田町の食品関係事業者会員で構成されています。

【主な事業】

- **1** 営業許可など事務手続きの補助・助言相談を行っています。
- 2 食品衛生指導員の活動

広島県知事から委嘱された食品衛生推進員(指導員)が、お店を巡回し、 自主管理のあり方・食品の取扱い等について指導・助言をしています。

3 講習会の開催

- ①食品衛生責任者養成講習会
- ②食品衛生責任者実務講習会
- ③その他、HACCPや食品表示などの講習会

4 優良事業者などの表彰

毎年、食品衛生の向上発展に努めた会員のうちから、優良施設の表彰を行っています。

5 水質検査の受付

井戸水等を使用されている方の検査受付を行っています。

6 食中毒防止キャンペーンを毎年開催し、啓発グッズを消費者へ配布しています。

HACCP(ハサップ)型五つ星事業

「HACCP の考え方を取り 入れた衛生管理」を消費者に 見える形で PR するものを 協会が認定しています。



[問い合せ先]

三原食品衛生協会事務局

窓口相談時間 9:00~16:00 (土日祝祭日を除く)

TEL • FAX (0848) 64-2910

〒723-0015 三原市円一町二丁目 4 番 1 号 広島県東部建設事務所三原支所 1 階 E-mail:hiroshima@miharafa.sakura.ne.jp

